

総務常任委員会

総務常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市個人番号の利用に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき個人番号の利用に關し必要な事項を定めたものです。

問 第3条「市の責務」を遂行するために、職員の研修体制、はどうか。

答 税、国保、住基の担当者の操作研修の徹底は無論のこと、全職員に対するマイナンバーに関する意識の向上に努めている。

◆白河市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を図るため、所要の改正をしたものです。

◆白河市条例等の一部を改正する条例

地方税法施行規則等の一部

改正する省令が公布されたことに伴い、白河市条例の關係条文について所要の改正を行ったものです。

◆不動産の処分について

福島県復興公営住宅（鬼越地区）の整備に供するため、白河市影鬼越地内の山林7158平方メートルを福島県南建設事務所売却するため、議会の議決を得たものです。

問 福島県南事務所から聞いている範囲で、復興住宅の概要について教えてもらいたい。

答 隣接する県有地と合わせて、平家2世帯住宅が14棟と集会所1棟が建設されると聞いている、

◆新市建設計画の変更について

新市建設計画を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を得るものです。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。

1 新市建設計画とは

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき、合併する市町村が合併後のまちづくり全般に関して作成する計画である。

本市の新市建設計画「新市まちづくりプラン（新市建設計画）～人 文化 自然 輝き集う 県南中核都市～」は、平成17年に、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会において作成され（計画期間は合併後概ね10年間）、この計画を基礎として、合併特例債などの国や県からの財政支援措置を活用してきた。

※合併特例債…新市建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債であり、事業費の95%に充当でき、その元利償還金の70%について、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入される。

2 計画変更の背景と目的

東日本大震災の発生を受け、合併特例債を活用できる期間が被災地では10年間延長されることとなり、特定被災地地方公共団体である本市においても、平成37年まで合併特例債を活用することが可能となったことから、有利な起債である合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更するものである。

なお、計画の変更にあたっては、必要最小限度の変更を行い、特に記述等の見直しは行わない。

3 変更の内容

①計画期間の延長

現行計画の期間を10年延長し、平成37年度までとする。

②将来人口推計値等の修正

計画期間の延長にあわせ、直近の実績値及び平成37年度までの推計値を追加する。

③財政計画の見直し

計画期間の延長にあわせ、計画内容を見直すとともに計画期間を平成37年度までとする。

市民産業常任委員会

市民産業常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市個人番号カード利用条例

◆白河市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

◆白河市印鑑条例の一部を改正する条例

右三議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、（マイナンバーによる）個人番号カードの交付が開始されることから、新たに制定または改正するものです。

◆白河市農業委員会の委員等の定数に関する条例

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例です。

農業委員会委員の定数

十九人

農地利用最適化推進委員の定数
五十八人以下

問 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の違いについて

答 農地利用最適化推進委員については、議決権は持たないが、現地調査及び総会等に出席し、意見を述べることができる。

◆白河市大信地域市民交流センター条例

地域情報の発信等により、市民と来訪者の交流を促進するとともに、地元特産品の販売等により地域産業の振興を目的として、大信地域交流センターを設置する。

問 飲食提供施設の開館時間について

答 大信地域には、飲食施設が少ないため、午後十一時まで開館することとし、会議後の懇親会等の開催も可能である。また、午後九時以降の利用は、事前予約制とし、未成年者の入場はできない。

一般会計補正予算(第2号)

産業部関係

米の作付から水田を活用した収益性の高い園芸作物への転換を促進させるため、ハウス建設資材購入費などの費用を助成する。

水田活用型園芸産地緊急育成事業
1534万1千円

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。



【左写真】
着々と建設が進む大信地域市民交流センター



【右パース図】
大信地域市民交流センター完成予想図

教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市保育園条例の一部を改正する条例

白河市ひまわり保育園を平成28年3月31日をもって廃園とするため、所要の改正をするものです。

問 現在、ひまわり保育園の32名の児童を他の施設に異動が出来るのであれば過剰施設だったのでは。

答 廃園については、築30年を経過し老朽化している上に、平成23年の東日本大震災で壁の亀裂や床のゆがみなど大きな被害を受けたことや、立地条件が悪いことから、検討してきたが、26年度に私立「さくらの園保育園」が開園見込となったことにより、24年度に廃園の方向性を決定した。そのため、過剰施設には当たらない。

◆白河市運動公園条例の一部を改正する条例

運動公園条例にかかる体育施設については、合併から10

年が経過した現在も、目的及び規模が同様であるにもかかわらず、使用料等に差異があり、長期にわたり改定が行われていない状況である。

今回、利用者の「負担の公平」の観点から所要の改正をするものです。

問 陸上競技場の施設利用が午前9時から午後9時までの使用（午前9時から午後5時までの使用料は明記）が可能になったのはよいことだが、「専用」の午後5時から午後9時までの使用料が入っていないのは何故なのか。

答 午後5時以降の使用については、照明設備が十分でない事から安全管理上トラックを走る個人使用のみを対象とした。

問 利用区分で「専用」「個人」だけしかなく、約80%が団体で利用しているのが現状なのに「団体」がないのはおかしいのではないか。

答 「団体」の利用区分について指定管理者と協議をしたい。



白河市陸上競技場

問 使用料の減免ならびに部活の日没までの使用について

答 減免については現在、内部で検討中である。スポーツ少年団、小中学生・高校生の部活については3時間までは無料で使用している。日没までの使用についても、指定管理者との協議の中で使用しているのが現状である。

一般会計補正予算(第3号)

●教育委員会関係

小中学校及び幼稚園一般管理費において、施設の修繕及び光熱水費等に不足等が生じたため、所要の補正予算を要求するものです。

問 補正予算に計上されている修繕費は、調査委託によって生じたものか。

答 市内の学校全体の一般的修繕の経費である。

●保健福祉部関係

小規模保育事業（最大19名）を実施するにあたり、事業実施者が整備する賃貸物件の改修費及び賃貸料等を補助するため、補正予算を要求するものです。

国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

介護保険特別会計補正予算(第2号)

◆白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保育士を確保することが困難であることを考慮し、小規模保育事業所等に勤務する保健師又は看護師1人を保育士とみなす国の省令の基準に準看護師が追加されたことに伴い、所要の改正をするものです。



子育て支援の様子

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

建設水道常任委員会

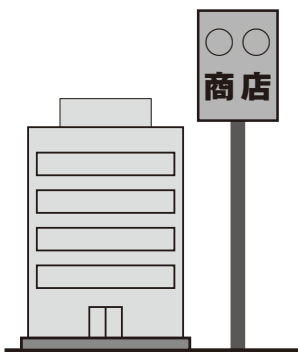
建設水道常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市屋外広告物に関する条例

本市では、これまで県条例により規制・誘導を行ってきましたが、県内全域を対象とする県条例の基準は緩やかであり、市の景観の取り組みや景観計画の定める基準と整合性が図られていない部分があったことから、市の実情に合ったルールをつくり、良好な景観の形成と公衆に対する危害を防止するため、条例を制定するものです。

問 条例施行に伴い、不適格な広告物とみなされる物件の除去に係る対応について

答 六年間の猶予期間を設け、当該所有者に是正を求め、その際の撤去や改修にかかる費用については市からの補助を検討している。



◆中心市街地市民交流センター大規模改修工事請負契約について

中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）は、建築から40年以上経過し、経年による老朽化と震災による劣化が進行していることから、より魅力ある施設として再生させるため、改修工事を実施するものです。

◆（仮称）白河市民文化会館建設事業建築工事請負契約の一部変更について

被災3県における公共工事の本格化の影響により、下請け業者の選定及び確保に時間を要したことや、地下躯体工区において型枠・鉄筋工などの労務不足、地下湧水及びJR近接対策などの影響により不測の日数を要したため、工事期間を平成28年8月31日まで延長するものです。

◆（仮称）白河市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約の一部変更について

◆（仮称）白河市民文化会館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について

建築工事の工期延長に伴い、

工事期間を平成28年8月31日まで延長するものです。

◆（仮称）白河市民文化会館建設事業屋外整備工事請負契約の一部変更について

建築工事の工期延長に伴い、工事期間を平成28年9月30日まで延長するものです。

問 工事期間の延長により開館時期の変更はあるのか。

答 当初計画どおり10月開館を予定している。



白河文化交流館（平成28年1月）

◆不動産の取得について

国指定史跡「小峰城跡」の保存及び活用に供するため7208・49平方メートルを取得するものです。

◆市道路線の認定及び廃止について

主に小峰通りの供用開始に伴う路線の起点に変更が生じたため及び宅地開発による市道敷寄附等によるものです。

公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正総額は1億627万6千円増額となり、歳入歳出予算総額は20億8777万円となりました。

簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は90万円増額となり、歳入歳出予算総額は4億5534万2千円となりました。

主な内容は、施設等修繕費です。

水道事業会計補正予算（第2号）

主な内容は、施設等修繕費と配水管布設替工事費用の増加に伴うものです。

一般会計補正予算（第3号）

委員会所管にかかる主な内容は、市民文化会館建設事業にかかる継続費の設定期間延長に伴い7億6310万円を減額補正するものです。

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または同意しました。